

小林市・高原町・野尻町合併協議会 第8回会議資料



日時 平成20年10月9日(木)午前10時から

場所 小林市中央公民館大ホール

第8回小林市・高原町・野尻町合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ 小林市長 堀 泰一郎

3 議 事

① 報告事項

報告第21号 第7回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について… 2

② 協議事項

協議第56号	一般職の職員の身分の取扱いについて……………	4
協議第57号	特別職の職員の身分の取扱いについて（行政委員会を除く）…	7
協議第58号	使用料、手数料等の取扱いについて……………	12
協議第59号	公共的団体等の取扱いについて……………	14
協議第60号	補助金、交付金等の取扱いについて……………	20
協議第61号	自治会・行政連絡機構の取扱いについて……………	22
協議第62号	児童福祉関係について……………	24
協議第63号	その他の社会福祉関係について……………	26
協議第64号	保健・医療関係（保健、健康づくり）について……………	28
協議第65号	その他関係（住民）について……………	30
協議第66号	その他関係（選挙）について……………	32
協議第31号の1	障害者福祉関係について……………	34

③ 確認事項…………… 36

1. 第9回小林市・高原町・野尻町合併協議会の開催について

4 その他

5 閉 会

報告第 2 1 号

第 7 回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について

第 7 回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成 2 0 年 1 0 月 9 日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

第7回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過

年月日	経過内容（会議名）	場所	備考（協議内容等）
平成20年 9月25日	第6回厚生部会	N T T小林ビル会議室	現況調書調整方針
9月25日	第7回小林市・高原町・ 野尻町合併協議会	野尻町農村環境改善セン ターホール	報告3件、協議7件 確認
9月29日	臨時首長会	小林市役所市長応接室	保健医療(医療)の内 公立病院関係
9月29日	第9回幹事会	小林市社会福祉センター 会議室	第8回協議会資料
9月29日	第9回首長会	小林市社会福祉センター 会議室	第8回協議会資料
10月7日	第20回電算分科会	小林市情報政策係会議室	基幹系及びネットワ ーク統合準備作業

協議第 5 6 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

合併協定項目第 9 号「一般職の職員の身分の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 9 日提案

平成 2 0 年 1 0 月 9 日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第9号「一般職の職員の身分の取扱い」
------	--------------------

1. 高原町及び野尻町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。また、合併時までには小林市の定数条例を見直す。
2. 給料表については、合併時に小林市の給料表に統一（ただし、医療職給料表を除く。）し、高原町及び野尻町の職員の給料については、合併後に現給保障を基本に小林市の昇格基準に応じた制度に統一する。

【参考法令等（条文等抜粋）】

●市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

（職員の身分取扱い）

第12条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

●地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 （略）

協議第 5 7 号

特別職の職員の身分の取扱い（行政委員会を除く）について

合併協定項目第 1 2 号「特別職の職員の身分の取扱い（行政委員会を除く）」について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 9 日提案

平成 2 0 年 1 0 月 9 日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第 1 2 号「特別職の職員の身分の取扱い（行政委員会を除く）」
------	----------------------------------

1. 高原町及び野尻町の常勤及び非常勤の特別職については、合併の前日をもって失職する。
2. 非常勤特別職の報酬額について
 - (1) 同種の附属機関等の委員について
小林市の金額を基本とする。
 - (2) 各市町における独自の附属機関等の委員について
それぞれの委員の職にかかる事務事業の対応方針に沿って協議・調整する。
 - (3) 学校医、学校歯科医等について
医師会等との調整により決定する。
3. 非常勤特別職の費用弁償については、小林市の制度等に統一する。
4. 特別職報酬等審議会については、小林市の制度等に統一する。

【参考法令等（条文等抜粋）】

（１）特別職に属する公務員

●地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第３条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

２ 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

３ 特別職は、次に掲げる職とする。

１ 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

※市町村長、議員、副市町村長、収入役、監査委員、教育委員、公平委員、選挙管理委員、固定資産評価審査委員、農業委員の一部など

１の２ 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

１の３ 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

２ 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

２の２ 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

３ 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

４ 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

５ 非常勤の消防団員及び水防団員の職

６ 特定地方独立行政法人の役員

（２）常勤の特別職

●地方自治法（抜粋）

（知事及び市町村長）

第 139 条 都道府県に知事を置く。

２ 市町村に市町村長を置く。

(長の任期)

第 140 条 普通地方公共団体の長の任期は、4 年とする。

2 前項の任期の起算については、公職選挙法第 259 条及び第 259 条の 2 の定めるところによる。

(副知事及び副市町村長の設置)

第 161 条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

2 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

(副知事及び副市長村長の選任)

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び副市長村長の任期)

第 163 条 副知事及び副市町村長の任期は、4 年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(会計管理者の設置)

第 168 条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。

2 会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずる。

(会計管理者になることができない者)

第 169 条 普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、会計管理者となることができない。

2 会計管理者は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(教育長)

第 16 条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第 6 条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第 27 条、第 28 条及び第 29 条までの規定の適用を妨げない。

4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、そ

の職を失うものとする。

(3) 非常勤の特別職（任意に設置するもの等）

●地方自治法（抜粋）

（委員会・委員の設置）

第138条の4 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（職務・組織・設置）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

協議第 58 号

使用料、手数料等の取扱いについて

合併協定項目第 16 号「使用料、手数料等の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成 20 年 10 月 9 日提案

平成 20 年 10 月 9 日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第 1 6 号「使用料、手数料等の取扱い」
------	-----------------------

1. 同一又は同種の使用料、手数料等については、原則として小林市の制度等に統一する。ただし、急激な住民負担の増加を伴うものについては、経過措置等を設ける。
2. 独自の使用料、手数料等については、受益者負担及び負担公平の原則に立ち、適切な負担となるよう調整する。

協議第 59 号

公共的団体等の取扱いについて

合併協定項目第 17 号「公共的団体等の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成 20 年 10 月 9 日提案

平成 20 年 10 月 9 日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第 1 7 号「公共的団体等の取扱い」
------	---------------------

公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。また、国・県の指導等に基づき設置された公共的団体等については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努めるものとする。

1. 共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
2. 上記 1 の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
3. 上記 1 の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。
4. 上記以外の市町独自の団体等は、原則現行のとおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。

「公共的団体等」とは

- (1) 公共的団体等とは、農業協同組合・森林組合等の協同組合、商工会・商工会議所等の産業経済団体、青年団・婦人会等の地域活動団体や社会福祉協議会など、公共的活動を営む団体はすべて含まれ、法人たると否とを問わないとされている。
- (2) 合併特例法（市町村の合併の特例等に関する法律）では、合併関係市町村の区域内の公共的団体等に対して、新市の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努力義務を課している。
- (3) 地方自治法では、「地方公共団体の長は、地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定されている。
- (4) 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等については、別途（農業協同組合合併助成法、商工会法、社会福祉法等）法律の定めがある。
- (5) 以上のことを踏まえ、公共的団体等については、市町村合併に際して、新市として一体感を醸成する観点から、統合整備されることが理想であるため、複数の関係市町村で共通の目的を有する団体については、できる限り合併時の統合整備等に向けて調整に努めるものとする。

参考法令（条文抜粋）

●市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

（国、都道府県等の協力等）

第65条 （略）

2～6 （略）

7 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

●地方自治法（抜粋）

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

②～④ （略）

●農業協同組合合併助成法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広範に育成して農民の協同組織の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併についての援助、合併に係る農業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、農業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

●商工会議所法（抜粋）

（地区）

第8条 商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区を合わせたもの。以下同じ。）の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村を合わせたものの区域とすることができる。

2、3 （略）

4 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散し、若しくは合併するまでの間は、前条第1項から第3項までの規定は適用しない。

●商工会法（抜粋）

（地区）

第7条 商工会の地区は、1の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、1の市又は2以上の市町村の区域とすることができる。

2 （略）

3 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会が解散

し、若しくは合併するまでの間は、前条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

●社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- （1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4）前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 （略）

【参考資料】 公共の団体等（例示）

種別	小林市	高原町	野尻町
総務関係	小林市区長会	高原町区長会	野尻町区長会
	小林市交通安全対策協議会	高原町交通安全対策協議会	野尻町交通安全対策協議会
	小林市防犯協会		
			野尻町駐在所連絡協議会
	自衛隊協力会	自衛隊協力会	自衛隊協力会
社会福祉関係	小林市社会福祉協議会	高原町社会福祉協議会	野尻町社会福祉協議会
	小林地区更生保護女性会		
	保護司会小林支部	保護司会高原支部	保護司会野尻支部
	小林市遺族協定会	高原町遺族協定会	野尻町遺族協定会
	小林市傷痍軍人会		
	小林市献血推進協議会		
	小林あかつき福祉協会		
高齢者福祉関係	小林市視覚障がい者福祉会	高原町障がい者福祉協議会	野尻町障がい者福祉協議会
	小林市老人クラブ連合会	高原町老人クラブ連合会	野尻町老人クラブ連合会
	小林市シルバー人材センター	高原町シルバー人材センター	野尻町シルバー人材センター
商工観光関係	小林市商工会議所	高原町商工会	野尻町商工会
	すき商工会		
	小林市観光協会	高原町観光協会	野尻町観光協会
農林水産関係	小林市畜産振興会連合会	高原町畜産振興会	野尻町畜産振興会
	小林市自衛防疫推進協議会	高原町自衛防疫推進協議会	野尻町自衛防疫推進協議会
	小林地区酪農ヘルパー利用組合	小林地区酪農ヘルパー利用組合	小林地区酪農ヘルパー利用組合
	西諸県地区自衛防疫推進協議会	西諸県地区自衛防疫推進協議会	西諸県地区自衛防疫推進協議会
	西諸市郡乳用牛群改良検定組合	西諸市郡乳用牛群改良検定組合	西諸市郡乳用牛群改良検定組合
	西諸県地域家畜損害防止対策協議会	西諸県地域家畜損害防止対策協議会	西諸県地域家畜損害防止対策協議会
	小林受精卵移植推進協議会		野尻町受精卵移植推進協議会
	小林市和牛ヘルパー組合	高原町 21 世紀宮崎牛づくり生産組合	野尻町和牛ヘルパー利用組合
	小林市除角推進協議会	高原町乳用牛改良 E T 協議会	野尻町和牛振興会
	西諸牛消費拡大推進協議会		
	農畜産物消費拡大推進協議会		野尻町酪農振興会
	みやざき地頭鶏普及促進協議会		野尻町有機センター加入者協議会
	小林市バイオマス利活用推進協議会		野尻町家畜商組合
			野尻町削蹄師会
	小林高原野尻漁業協同組合	小林高原野尻漁業協同組合	小林高原野尻漁業協同組合
	須木漁業協同組合		
耕地関係	小林市環境情報協議会	高原町高原高千穂土地改良区	野尻町野尻原土地改良区
	小林市畑地かんがい事業推進協議会	高原町狹野土地改良区	野尻町漆野原土地改良区
	小林市二原土地改良区	高原町蒲牟田土地改良区	野尻町大萩土地改良区
	小林市出之山土地改良区	高原町南俣土地改良区	野尻町紙屋第一土地改良区
	小林市保楊枝原土地改良区	高原町霧島狹野原土地改良区	野尻町紙屋第二土地改良区
	小林市宝光院土地改良区	高原町湯之元土地改良区	野尻町佐土原八所土地改良区
	小林市長者井堰土地改良区	高原町宇都土地改良区	
	小林市竹山夷守土地改良区		
	小林市堤土地改良区		
	小林市大丸土地改良区		
	小林市牟田原土地改良区		
	小林市黒沢津土地改良区		
	小林市市谷土地改良区		
	小林市平川土地改良区		
	小林市巢ノ浦土地改良区		
	小林市山中土地改良区		
	小林市千歳・環野土地改良区		
文教関係	小林市土地改良区合同事務所	高原町土地改良協会	
	小林市体育指導委員協議会	高原町体育指導委員連絡協議会	野尻町体育指導委員協議会
	小林市文化連盟	高原町文化連盟	野尻町文化連盟
	小林市青年団協議会	高原町青年団協議会	野尻町青年団協議会
	小林市郷土芸能保存会連合会	高原町郷土芸能保存会	野尻町郷土芸能保存会
	小林市地域婦人連絡協議会	高原町地域婦人連絡協議会	野尻町地域婦人連絡協議会
	小林市文化財愛護少年団		野尻町文化財愛護少年団
	小林市子ども会育成連絡協議会	高原町子ども会育成連絡協議会	野尻町子ども会育成連絡協議会
	小林市体育協会	高原町体育協会	野尻町体育協会
	小林市自治公民館連絡協議会	高原町自治公民館連絡協議会	野尻町自治公民館連絡協議会
	小林市 P T A 協議会	高原町 P T A 協議会	野尻町 P T A 協議会

協議第 6 0 号

補助金、交付金等の取扱いについて

合併協定項目第 1 8 号「補助金、交付金等の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 9 日提案

平成 2 0 年 1 0 月 9 日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第 1 8 号「補助金、交付金等の取扱い」
------	-----------------------

1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。
2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。
3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。

協議第 6 1 号

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

合併協定項目第 1 9 号「自治会・行政連絡機構の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 9 日提案

平成 2 0 年 1 0 月 9 日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第19号「自治会・行政連絡機構の取扱い」
------	----------------------

自治会・行政連絡機構については、以下のとおりの取扱いとする。

1. 区の構成単位の名称は、小林市の制度等に統一し、「組」とする。ただし、合併年度は旧町の例による。
2. 区長の業務のうち、2町の文書送達業務は、廃止する。
3. 区長の身分は、小林市の制度等に統一し、任意団体の長とする。ただし、合併年度は旧町の例による。
4. 行政推進業務委託料、いきいき地域づくり区交付金の算定基準については、合併までに調整する。

協議第 6 2 号

児童福祉関係について

合併協定項目第 2 5 号「各種事務事業の取扱い」のうち「(7) 児童福祉関係」について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 9 日提案

平成 2 0 年 1 0 月 9 日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第 2 5 号「各種事務事業の取扱い」のうち「(7) 児童福祉関係」
------	------------------------------------

1. 保育所の整備状況

保育の実施基準は、現行のまま新市に引き継ぐ。定数基準を割り込んでいる現況を鑑み、経営形態については民間委託等を含めて検討し、随時調整する。

2. 保育所入所負担金

保育料については、合併後、段階的に調整し、平成 2 4 年度に小林市の制度等に統一する。ただし、合併年度は合併前の市町の例による。

3. 保育料収納事務委託

保育料の納付方法を小林市の方法に統合するため、保育料収納事務委託の委託料に関しては廃止する。

4. 出産祝金

小林市の制度等に統一するが、野尻町の制度は経過措置として平成 2 4 年度まで継続する。

協議第 6 3 号

その他の社会福祉関係について

合併協定項目第 2 5 号「各種事務事業の取扱い」のうち「(8) その他の社会福祉関係」について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 9 日提案

平成 2 0 年 1 0 月 9 日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(8) その他の社会福祉関係」
------	-------------------------------------

1. 福祉事務所の組織・機構

新市の福祉事務所については、本庁の福祉事務所に統合するが、窓口サービスの低下を招くことのないよう、各総合庁舎に一部受付業務を行う窓口を設置する。

2. 民生委員・児童委員及び主任児童委員

民生委員推薦会については委員等の調整を図り、合併までに統合する。民生委員等は任期中において、そのまま新市に引き継ぐ。

3. 平和祈念（追悼式典の実施等）

現行のまま新市に引き継ぎ、地域別の開催を継続するが、将来的には合同で追悼式を開催するよう調整し、同時に補助金等についても統一するよう調整する。

協議第 6 4 号

保健・医療関係（保健、健康づくり）について

合併協定項目第 2 5 号「各種事務事業の取扱い」のうち「(9) 保健・医療関係（保健、健康づくり）」について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 9 日提案

平成 2 0 年 1 0 月 9 日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(9) 保健・医療関係（保健、健康づくり）」
------	--

【保健、健康づくり】

1. 保健センター

保健センターについては、健康増進・保健予防のための組織とし、地域住民の健康づくりの拠点とする。センターの機能を効率的に活用しながら、積極的な事業展開を行うよう合併までに調整する。

2. 母子保健

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び母子保健指導については、健診の委託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行のまま実施することとし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

3. 成人健康診査

成人健康診査（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診）については、集団検診における個人負担金は、現在調整を行っており、平成21年度に統一される。委託先を含む検診の差異については、統一する方向で合併時までに調整する。

4. 人間ドック助成事業

人間ドック助成事業については、基本健康診査から特定健康診査に変わり、健康診査は行政から保険者へ変更になっているため、保健事業では実施しない方向で調整する。

協議第 6 5 号

その他関係（住民）について

合併協定項目第 2 5 号「各種事務事業の取扱い」のうち「(1 9) その他関係（住民）」について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 9 日提案

平成 2 0 年 1 0 月 9 日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第 2 5 号「各種事務事業の取扱い」のうち「(1 9) その他関係 (住民)」
------	--

1. 住民窓口 (支所・出張所等での取扱い)

高原庁舎、野尻庁舎の窓口業務は、小林市須木庁舎にならない調整する。

西小林出張所及び紙屋支所 (出張所) の窓口業務は、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第 6 6 号

その他関係（選挙）について

合併協定項目第 2 5 号「各種事務事業の取扱い」のうち「(1 9) その他関係（選挙）」について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 9 日提案

平成 2 0 年 1 0 月 9 日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(19) その他関係(選挙)」
------	-------------------------------------

1. 投票所については、現行のまま新市に引き継ぐ。
2. 投票所の閉鎖時刻について
 - (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により行われる増員選挙
有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。
 - (2) 合併後、最初に行われる一般選挙
有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。
3. 期日前投票所は本庁、須木庁舎、高原庁舎、野尻庁舎に各1箇所とする。閉鎖時刻については合併までに調整する。
4. 開票所については選挙区ごとに設置する必要があるため、選挙区の設置次第で開票事務の取扱いが異なる。
 - (1) 公職選挙法第34条第1項の規定により行われる増員選挙
高原選挙区、野尻選挙区それぞれに開票所を設ける。
 - (2) 合併後、最初に行われる一般選挙
1開票所に集約し、一括して開票事務を行う。
5. 開票開始時刻の取扱いについては、投票箱送致に要する時間を勘案し、開票時刻を設定するので合併までに調整する。
6. 選挙公費負担の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。

協議第 3 1 号の 1

障害者福祉関係について

合併協定項目第 2 5 号「各種事務事業の取扱い」のうち「(6) 障害者福祉関係」について、別紙のとおり再提案する。

平成 2 0 年 7 月 3 1 日提案

平成 2 0 年 7 月 3 1 日一部修正確認・継続協議

平成 2 0 年 1 0 月 9 日一部再提案

平成 2 0 年 1 0 月 9 日一部修正再確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第 2 5 号「各種事務事業の取扱い」のうち「(6) 障害者福祉関係」
------	-------------------------------------

1. 障害者福祉計画

計画におけるサービスの数値目標の設定及び地域の実情に合わせた施策づくりを含め、合併後 1 年を目処に新たな計画を策定する。

2. 障害福祉計画

平成 2 0 年度の第 2 期計画策定時に、計画の策定方法や見込量の算出方法を統一し、合併後 1 年を目処に統合するよう調整する。

3. 重度心身障害児年金

小林市の制度等に統一する。

4. 重度心身障害者医療費助成

合併時に統合するよう調整する。ただし、小林市のみの単独助成事業分については、現行補助率の 2 分の 1 とする方向で調整する。

確認事項

1. 第9回小林市・高原町・野尻町合併協議会の開催について

日 時：平成20年10月30日（木） 午後1時30分～

場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール